

飲酒運転は 重大な犯罪です

今年6月から改正道路交通法が一部施行されます

飲酒運転などに関する違反点数が大幅に引き上げられ、ほとんどの場合、1回の違反で運転免許が取り消しとなります。

また、75歳以上の運転免許更新時には、講習予備検査（認知機能検査）が導入されます。

酒酔い運転

酒に酔った状態（アルコールの影響で正常な運転ができないおそれのある状態）で車両などを運転する行為

酒気帯び (0.25mg以上) 運転

酒気帯び(0.25mg以上)とは、呼気1%中のアルコール濃度が0.25mg以上をいう

酒気帯び (0.25mg未満) 運転

酒気帯び(0.25mg未満)とは、呼気1%中のアルコール濃度が0.15mg以上～0.25mg未満をいう

改正前 → 改正後

違反点数	25点	35点
行政処分	免許取り消し	
欠格期間	2年	3年
違反点数	13点	25点
行政処分	免許停止90日	免許取り消し
欠格期間	—	2年
違反点数	6点	13点
行政処分	免許停止30日	免許停止90日

今回の施行に伴い、飲酒運転などの悪質・危険なドライバーには、違反点数の大幅な引き上げ、再び免許を取得できるまでの欠格期間の延長など、さらに厳罰が科せられます。

また、「ひき逃げ(救護義務違反)」なども大幅に違反点数が増えるほか、故意の致死傷などが「運転殺人(傷害・危険運転致死傷)」に改正、加害の程度に応じて違反点数が増えます。

飲酒運転さらに厳罰化

点数制度とは、交通違反の危険度に応じた点数を定め、自動車(原動機付自転車を含む)の運転者の過去3年間の合計点数(累積点数)に応じて、免許の取り消しや停止などの処分を行う制度です。

過去に違反や、免許の停止処分などが無くても、違反点数が「15点以上」になると免許が取り消しとなります。

点数制度とは

ただし

酒気帯び(0.25mg未満)運転で、過去1年以内に2点以上の累積点数があれば…
 $2点 + 13点 = 15点$ **免許取り消し**
 欠格期間**1年**

※行政処分は、違反の前歴がない場合です。

※欠格期間は、免許の取り消し処分を受けた者が運転免許試験の受験ができない期間。過去の停止処分歴でこの年数が延長されます。

問い合わせ

川口警察署 (253)
 武南警察署 (286)
 交通安全対策課 (258)
 100
 111
 111
 000

講習予備検査(新設)

今日は何月何日、何曜日ですか?



など、記憶力・判断力の検査をします
 検査結果を高年齢講習に役立てます

時計を描いてください



高年齢講習

- ビデオなどで交通ルールを再確認
- 機械を使用し、動体視力や夜間視力などを測定
- 車を運転し、指導員から助言を受けます

記憶力・判断力が低下していても免許の更新はできますが、更新満了日の1年前に信号無視などの交通違反を行っていた場合または更新後に行った場合は、臨時適性検査(専門医の診断)を受けなければなりません。

問い合わせ…運転免許センター ☎048-543-2001

6月から

75歳以上のドライバーは免許更新時に講習予備検査(認知機能検査)が必要ですよ

平成20年の全国の交通事故死者のうち約半数が65歳以上の高齢者でした。さらに近年、高齢ドライバーが加害者となる事故も増加するなど、高齢者の事故問題が深刻なことから、75歳以上のドライバーに対し、免許更新時に運転に必要な認知判断力などを確認する講習予備検査を実施します。